

歯科診療に関するお知らせ

◆歯科診療に係る医療安全管理対策について

- 医療安全管理、院内感染対策、医薬品業務手順等、医療安全対策に係る指針等を策定しています
- 医療安全対策に係る研修の受講ならびに従業者への研修を実施しています
- 安全で安心な歯科診療環境を提供するための装置、器具等を設置しています
設置装置等：AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置
- 医療機器の洗浄・滅菌を徹底するなど、院内感染防止策を講じています
設置機器等：オートクレーブ、消毒器、感染防止用ユニット
- 緊急時は、当院医科診療科と連携し、対応しています

◆歯の病気の継続的管理について

患者さんと協力して歯の病気の継続的管理に努めており「歯科疾患管理料」を算定しています。

◆有床義歯の再作製について

新たに有床義歯を作製する場合は、原則として前回作製してから6か月を経過しないと保険診療では作製できません。

◆有床義歯の修理、内面適合法について

迅速に有床義歯の修理を行う体制を整えるため、歯科技工士を配置しています。また、不適合になった有床義歯に係る診療を行い、義歯を預かった日から2日以内に歯科技工士が床裏装を行う環境が整っており「歯科技工加算」を算定しています。

◆クラウン・ブリッジの管理について

当院で作製した金属の冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行っており、「クラウン・ブリッジ維持管理料」を算定しています。

◆歯科技工所への支援について

当院では、補綴物等の製作を委託する歯科技工所と連携し、「歯科技工所ベースアップ支援料」を算定しています。算定した費用は、全額が委託先に所属する歯科技工士の賃金改善に充てられます。